

早稲田大学大学院法学研究科

2021年1月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「農産物担保融資の研究」

申請者氏名 小島庸輔

主査	早稲田大学教授		青木 則幸
	早稲田大学教授	博士（法学・早稲田大学）	大澤 慎太郎
	早稲田大学教授		三枝 健治
	東京大学教授		水津 太郎

小島庸輔氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程学生小島庸輔氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2020年10月24日、その論文「農産物担保融資の研究」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2021年1月31日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の構成と内容

(1) 本論文の構成

本論文は、「序章」、「第1章 農産物担保融資の要請と課題 —日本の現状—」、「第2章 農産物担保融資の史的展開 —アメリカの統一商事法典第9編を中心に—」、「第3章 農産物の買主と担保権の存続 —アメリカの統一商事法典第9編の「農産物の例外」と1985年食料安全保障法—」、「第4章 農産物の売掛債権の担保 —アメリカの統一商事法典第2編、第9編と法定担保目的信託—」、「第5章 考察と試論 —比較法的検討—」、「終章」から構成されている。

その内容の概要は、以下に示すとおりである。

(2) 本論文の内容

本論文は、集合動産譲渡担保に類比する、目的物を通常の営業の範囲で処分することを予定した担保取引に関する研究である。目的物の性質からくる流通過程の類型的特徴を、担保権の追及力の範囲に係る規範のファクターと見る視座に特徴がある。すなわち、担保権の追及力の制限に関するあるべき規範は、必ずしも1つではないとみて、米法における家畜や農作物などの農産物を担保とする融資取引に注目し、営業の通常の過程の買主の保護のルールを適切に制限している類型として位置づけている。それだけ担保権の追及力を強く及ぼすことで、農産物の買主による一種の代価弁済による回収を予定する自己清算型の担保としての運用を可能にしており、少なくとも米国においては、このような担保取引が、農産物の流通過程のあり方から要請されているのだというのである。

農産物の流通には、生産に季節性ないし周期性がある点、長期間の貯蔵に適さない点、最終製品になる前に高度の加工を要し個々の消費者に直接売却されることが稀である点といった、いくつかの性質を反映し、売却処分が少数の限定的な買主に対して大口で行われるという類型的特徴がある。また、わが国の集合動産譲渡担保の議論には現実に農産物に相当する動産を目的物とするものが少なくないが、従来の動産担保法の議論において、このような目的物の性質、その流通の類型的特徴に注目した議論は少なく、工業製品等の在庫担保と何ら区別することなく、集合動産譲渡担保の議論を行うものが中心であった。

本論文は、このような目的物の性質の視点を欠く議論状況が、担保法制とりわけ担保権の設定と目的物買主との競合事案の規律に関する取引実態と規範の乖離を招き、それが引いては農産物を目的とする担保取引の停滞を招いていると見る。そして、集合動産譲渡担保に類比する担保制度に関する制定法を世界に先駆けて立法化しつつも、この視点から農

産物の担保について独自の法理の展開を経験した米法を比較対象とし、あるべき法理を説くものである。

まず、第1章「農産物担保融資の要請と課題 ―日本の現状―」、では、日本の農産物担保融資の現状を分析する。とりわけ、近時積極的に取り入れられてきた農業ABLに関して、主として官公庁や金融機関の資料を素材に、現状分析を行い、想定される問題点を抽出している。

農業金融は、従来、農協による無担保、無個人保証の小口の貸付けや、農地担保、個人保証を利用した農業近代化資金や日本政策金融公庫の制度資金による大口の貸付により、まかなわれていた。しかし、近時の農業の大規模化、法人化の影響から、農地担保や個人保証に依拠した貸付けでは、大規模な運転資金の需要を賄うことができなくなっている。また、農産物を用いた担保融資を実現する既存の担保制度としては、農業動産信用法の抵当権、又は、集合動産譲渡担保が適合しているが、どちらも政策的な推進があったにもかかわらず、利用が伸び悩んでいる。

そうした農産物担保融資の停滞の背景を、次のように分析する。すなわち、農産物には、融資を受けて栽培等を開始する事業の開始時から、売却までに長期の時間を要し、また、その売却時期が一時期に偏り、売却が大口になるという事業の類型的特徴がある。それゆえ、農産物を目的物とする担保取引は、在庫商品の担保に準じる取引でありながら、その類型的特徴から、他の動産担保融資の場合に比して、動産担保権の追及力を強く及ぼし、債権者が直接に目的物の買主からの弁済を受けることが重要である。しかし、わが国でこのような動産担保に対応する集合動産譲渡担保の現状は、未だ制定法もなく、判例上、在庫商品の担保一般を想定した買主保護の準則を導入しているにとどまっている。この点が、農産物の信用力に依拠した担保化の展開の妨げとなっているとの仮説を立てる。

第2章「農産物担保融資の史的展開 ―アメリカの統一商事法典第9編を中心に―」では、米法のうち、農産物に対する担保権の一般法ともいえる統一商事法典（UCC）第9編につき、その立法前史における沿革からの史的展開を検討し、次のような類型的展開を抽出している。

米国の農産物担保融資の展開は、特定の農産物の生産に必要な運転資金を、その融資金によって生産される農産物を担保に貸し付ける類型である「一回的農産物担保融資」と、特定の季節、周期の農産物の生産のためになされるものではなく、農業に必要な資金をより中長期的に貸し付ける「継続的農産物担保融資」にわけて検討する必要がある。

一回的農産物担保融資は、多くの法域で、pre-Code期の動産モーゲージによって、既に実現されていた。モーゲージ設定者が農産物を売却し、その売却代金を自己のために利用することは、そのモーゲージを詐欺的で無効なものとする危険があったが、売却代金がまず被担保債権に充当される自己清算型の取引は許容されていた。また、多くの法域で、農作物モーゲージの対象が一作期前後の農作物に制限されていたが、そうした制限も一回的農産物担保融資では問題とならなかった。UCC第9編の制定により、担保権設定者による担保目的物の売却と売却代金の利用が許容されるようになった後も、形成期においては、農作物に対する担保権の爾後取得財産条項について、なお1年の期間の制限が定められていた。

継続的農産物担保融資は、小規模、家族経営的、地域的な農業から、大規模、企業的、全国的な農業への変化のなかで、農産物の季節性、周期性の影響が小さくなり、年中生産することが可能となったことを契機に展開されるようになった。法理論的には、棚卸資産担保融資と同様にフローティングリーエンを用いており、UCC 第9編によって、担保権設定者による担保目的物の売却と売却代金の利用により、担保権の効力が妨げられないものとされたこと、及び、爾後取得財産条項が広く認められるようになったことによって実現されている。特に、UCC 第9編の展開期において、農作物に対する担保権の爾後取得財産条項の期間の制限が廃止されたことにより、農産物全般について可能となった。

第3章「農産物の買主と担保権の存続 —アメリカの統一商事法典第9編の「農産物の例外」と1985年食料安全保障法—」では、UCC 第9編において、棚卸資産に関して存在する事業の通常のプロセスの買主の保護 (§ 9-320(a)) の規定に、「農産物の例外 (farm product exception)」 § 9-320(a)が存在し、買主が担保権の負担付きで農産物の取得をすることとどまる処遇がなされている点に注目する。農産物の季節性、周期性の影響を受ける一回的農産物担保融資を想定していた pre-Code 期以来の沿革に由来するほか、農産物担保融資が棚卸資産担保融資に比べてその債権回収可能性において劣るなかで農産物に対する担保権の効力を強く認める必要があることや、農産物の買主が洗練されており UCC § 9-320(a)の物品の買主の保護の規定が必要ないなどの理由が挙げられている。これらの説明に対しては、学説に批判も強い。また、少数ながら各州法レベルで UCC 第9編の一部を修正する立法がなされた例もある。しかし、UCC 第9編は現在に至るまでこのルールを維持している。

買主の保護に関して、連邦法である1985年食糧安全保障法 (FSA) が、担保権者の同意なく担保権の設定された農産物を売却し、その売買代金を被担保債権に充当することなく費消するという不誠実な担保権設定者の行為から発生する買主の二重の支払の危険を取り除くため、農産物の買主の保護の規定を新設している。これにより、原則として、事業の通常のプロセスの買主は、担保権を免れて、農産物を取得することができるが、例外的に、事前の通知、及び、セントラルファイリングシステム(CFS)のもとで、買主が担保権の通知を受領するときには、買主が売買代金を担保権者に直接支払う場合を除き、担保権が存続することになる。FSA の農産物の買主の保護規定の趣旨は、売却代金が担保権者に直接支払われることを予定する自己清算型の担保取引を実現するために、買主に担保権を存続させるか、それとも、担保権設定者が売却代金を受領し、それを新たな農産物の生産に充てることを可能にするために、買主に担保権を存続させないかを選択できるようにしたものといえる。

第4章「農産物の売掛債権の担保 —アメリカの統一商事法典第2編、第9編と法定担保目的信託—」では、担保権者が、1985年食糧安全保障法 (FSA) のもとで新たに可能となった、目的物の売却に際し追及効を遮断する取引を選択し、UCC 第9編による (農産物以外の) 棚卸資産金融に類する担保取引をする場合に、農産物の性質から少数の買主に大口の売却を行うことが常である取引実態に鑑みて、受取勘定債権からの債権回収の方法を確保する手段として用いられている法定担保目的信託について検討を行う。

法定担保目的信託は、農家などの未払いの全ての売掛債権の支払のために、その売買目的物である農産物とそれに由来する加工製品、売掛債権、回収金などの全てが信託で保持

されるという非分離型の浮動信託の制度である。売掛債権の支払のために保持される信託が売主ごとに存在するわけではなく、全ての売主のために1つの信託が存在し、通常の信託に要求される分別管理（segregation）を必要としない。家畜市場の変化と多数のパッカーの倒産に端を発した1976年のパッカーズアンドストックヤード法（PSA）改正、1984年の生鮮農作物法（PACA）改正、1987年の家禽生産者保護法（PPPA）制定によるPSAの改正などにより、制定法化が進められている。これらにより、農産物担保融資の融資者は、農産物に対する担保権が買主に存続しないときであっても、担保権設定者からの平常的な債権の回収を期待することができる。ここでは、農産物担保融資の融資者は、法定担保目的信託の当事者ではないが、そこから間接的に債権回収の確実性という恩恵を受けている。これを農産物担保融資の構造からみると、買主に担保権が存続しないとき、すなわち、自己清算型の取引をとらないときであっても、買主をその構造に間接的に取り込むこむものといえるとする。

第5章「考察と試論 ―比較法的検討―」では、以上の米法の検討を踏まえ、わが国の農産物担保法制にあり得る示唆として、とりわけ、最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁（以下では、「平成18年判決」と呼ぶ）を、農産物担保の視点から再検討し、譲渡担保権の目的物が農産物であるときには、設定者が有する目的物の処分権限の制限や、処分権限の推定による通常の営業の範囲内の処分を受けた買主の保護を限定的に解する必要性を説く。

平成18年判決は、わが国の集合動産譲渡担保における、目的物の処分に関する判例上の処遇を明示する先例的地位を占めると捉えられている。売却についてみると、本件事案では、目的物が、養殖魚であり、米法における農産物に該当する。また、数年に及ぶ養殖期間を経て、一挙に目的物が売却された事案であり、米法の議論で想定されてきた一回的融資取引における処分の特徴が如実に表れている。しかし、判例や学説は、この取引を、むしろ、在庫担保の一般的な事例であると位置づけて、米法の棚卸資産金融における目的物処分に関する法理である事業の通常の過程の買主保護（BIOCOB）に類比する準則を導入する先例と捉えてきたのである。農産物を目的物とする担保で想定される目的物処分のあり方に照らした再検討が必要であることを説く。

2 本論文の評価

(1) 本論文の特色は、農家の有する動産、とくに将来の売却を予定している家畜や農作物などの農産物を担保とする融資取引について、農産物の性質からくる流通過程の類型的特徴に着目し、その特徴が担保取引類型に及ぼす影響を探るという視座からの一貫した検討にある。集合動産譲渡担保の一種でありながら、その一般的な判例の規範よりも、担保権の追及力を強化し、ある意味で農産物の買主による代価弁済に類比する制度を利用した自己清算型の担保の利用可能性を認めるべき必要性を、米法の分析から抽出したものと評価できる。

(2) 本論文の特色に関して、次のような点が注目されるべきである。

第1に、動産譲渡担保の分野は、民法のなかでも、特に米法との比較法が盛んな分野であり、集合動産譲渡担保に類比する棚卸資産金融や所有権留保に類比する購入代金担保権

などの関連分野を含め多くの先行研究があり、わが国の解釈論や近時の立法論にも影響を与えている。しかし、これまで、農産物を目的物とする取引についての、目的物の特性に注目した日米の比較法研究は手つかずになっていた。米法では、わが国が未だに制定法を持たない動産譲渡担保の領域について、1950年代以来の歴史をもつ、UCC第9編という制定法を運用しているが、動産担保取引の中でも、農産物については、重要な例外規定が存在する。本論文は、このような動産譲渡担保法制の比較法上の大きな空白を埋めるものであり、多くの判例や文献を渉猟し慎重かつ客観的な分析を行っている。この点で学界に貢献する基礎研究であるといえる。

第2に、農産物を目的物とする担保制度は、米国においても、UCC第9編のみで規律されているわけではなく、同編以外の、連邦法や信託法に委ねている部分も大きい。本論文は、連邦法である食料安全保障法や、法定担保目的信託制度など、取引に関連する法制度を横断的に考察しており、その結果、米法における伝統的担保取引である「一回的農産物担保融資」が、現在でも唯一みられる取引類型というわけではなく、UCC第9編によらない担保取引によって一定の「継続的農産物担保融資」取引類型が成立していることを明らかにしており、これにより、UCC第9編における例外規定の農産物担保取引における位相を明らかにすることに成功している。比較法的前提をなす基礎研究として学界に貢献するものであるといえる。

第3に、わが国の動産譲渡担保法制は、制定法の欠缺から、判例に多くを委ねている。集合動産譲渡担保の目的物の処分については、本論文が検討対象とする平成18年判決により、通常の営業の範囲内で譲渡担保の目的を構成する動産を処分する権限を推定するというルールが確立されている。その適用範囲や範囲外の処分の処遇について議論を残すものの、このルールの妥当性に異論はみられず、米法などでの処遇と平仄の合ったルールの採用であるかに捉える説明も見られた。この点で、同判決の事案が農産物であり、米法であれば通常の営業の過程の買主の保護ルールが当然には適用されない事案であったことは、本論文の指摘がわが国ではじめてである。目的物の種類に応じた類型的検討の必要性が説かれて久しいが、少なくとも集合動産譲渡担保の目的物の処分について、そのような視点を踏まえた研究がこれまで不十分であったこと、農産物の性質に鑑みた流過程の類型的特徴に応じた検討が重要であることを、わが国の学説に大きく印象付ける研究成果であるといえる。

(3) もっとも、本論文について、惜しまれるところがないわけではない。

第1に、米法は、日本法との沿革の違いから、機能的に重なるルールや制度であっても、詳細を見ると、異なる枠組みを持っている場合が少なくない。たとえば、本論文にいう「一回的農産物担保融資」には、購入代金担保の目的を有する側面があるが、米法では、UCC第9編のもと、当事者の意図する物権変動の法形式を問わない統一的な担保権の概念が適用される。これに対して、わが国では、購入代金担保権の優先も、法形式との関係で論じられてきた。米法のルールとの整合性について、農産物を目的物とする場合に利用されうるのが譲渡担保であることを踏まえた、検討の精緻化が期待される場所である。

第2に、米法のルールや制度を支えている実務について、より踏み込んだ検討が望ましかったと思われるところも、みられる。たとえば、事前の通知の制度は、農産物の売買契

約がされる前の段階で、担保権者が自己清算型の債権回収をすることを決断するものである。この制度がわが国への参考になるかどうかを判断するためには、取引の実態についての検討が求められるものと考えられる。

第 3 に、本論文の焦点は、農産物を目的物とする担保法の理論であるが、そのような担保取引も農業への与信のあり方の 1 つであることを考えると、担保制度を利用しない与信方法を含めた農業への与信制度の大局的な分析が欲しかったところである。

本論文については、以上のような今後の課題等を指摘することができるが、しかし、いずれも望蜀の願いであり、本論文の学問的価値を損なうものではない。博士学位申請論文として、特に優れた水準に達していると評することができる。

3 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2021年 1月 31日

審査員

主査 早稲田大学教授 青木 則幸（民法）

副査 早稲田大学教授 大澤 慎太郎（民法）

早稲田大学教授 三枝 健治（民法）

東京大学教授 水津 太郎（民法）

【付記】

本審査員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
26 頁・脚注 83	及ぶか否かにとどまらず、農作物に	及ぶか否かととは別段に、農作物に
39 頁・29 行	農産物を念頭に、 <u>それらを次の3つ</u> の点を指摘しておく	農産物を念頭に、次の3つの点を指 摘しておく
96 頁・15 行	農産物担保融資の根本的な	農産物担保の根本的な
109 頁・16 行	Pre-Code 期以来、農 <u>産</u> 物を用いた 担保は	Pre-Code 期以来、農 <u>作</u> 物を用いた 担保は
137 頁・脚注 427	Bank v. Myers, 229 <u>N. W</u> 2d 252	Bank v. Myers, 229 <u>N.W.</u> 2d 252
158 頁・脚注 504	担保権者の負担が <u>軽減</u> されていた	担保権者の負担 <u>を軽減</u> していた
181 頁・25 行	債務不履行を生じた現金 <u>売</u> 主	債務不履行を生じた現金 <u>買</u> 主
195 頁・23 行	浮動的でも、非分 <u>離</u> 型でもない。	浮動的でも、非分 <u>別</u> 型でもない。
200 頁・10 行	法定担保目的信託が非分 <u>離</u> 型であ るからである。	法定担保目的信託が非分 <u>別</u> 型であ るからである。
210 頁・22 行	非分 <u>離</u> 型の浮動信託の制度	非分 <u>別</u> 型の浮動信託の制度
214 頁・39 行	信託で保持されるという非分 <u>離</u> 型 の浮動信託	信託で保持されるという非分 <u>別</u> 型 の浮動信託

以 上